

岩手県防除実施基準の変更概要

1 岩手県防除実施基準

岩手県の民有林において、薬剤による防除が自然環境及び生活環境の保全に適切な配慮を払いつつ、安全かつ適正に行われるよう、森林病害虫等防除法第7条の3に基づき岩手県知事が定めた防除の実施に関する基準

2 変更の内容

岩手県防除実施基準（平成9年岩手県告示第567号）の区域のうち、奥州市水沢地内の松林については、令和4年度以降の防除方法を特別防除から樹幹注入に変更することとしたので、特別防除を行うことのできる森林の区域から除外するもの。

防除実施基準に定める「特別防除を行うことができる森林に関する基準」に適合する森林の区域

所在地		変更前		変更後	
郡市名	町村名	面積	区域	面積	区域
奥州市	水沢	3 (3)	38 林班 1-14~15, 1-21	0 (0)	
奥州市	前沢	6 (6)	2017 林班 27-2~3, 27-5, 36-1, 2019 林班 24-2, 29-2~3, 29-5, 42-1	6 (6)	2017 林班 27-2~3, 27-5, 36-1, 2019 林班 24-2, 29-2~3, 29-5, 42-1
一関市	東山町	10 (29)	4077 林班 16-1, 4078 林班 8-2, 10-1, 11-1, 12-2, 4079 林班 74-1, 83-1, 84-1, 4098 林班 1-1, 2-1, 4099 林班 1-1~2	10 (29)	4077 林班 16-1, 4078 林班 8-2, 10-1, 11-1, 12-2, 4079 林班 74-1, 83-1, 84-1, 4098 林班 1-1, 2-1, 4099 林班 1-1~2
西磐井郡	平泉町	14 (14)	19 林班 37-1, 51-1, 54-3, 63-1, 63-3, 63-5, 63-8~11, 64-1, 65-1, 95-1~4, 95-6~13	14 (14)	19 林班 37-1, 51-1, 54-3, 63-1, 63-3, 63-5, 63-8~11, 64-1, 65-1, 95-1~4, 95-6~13
県計		33 (52)		30 (49)	

※：面積はヘクタール単位

上段数字は散布面積 下段（ ）数字は区域面積

岩手県防除実施基準(変更)

1 防除実施基準に定める「特別防除を行うことができる森林に関する基準」に適合する森林の区域

岩手県において、松くい虫の駆除及びまん延防止のため「防除実施基準」(平成9年4月7日9林野造第102号)に定める特別防除を行うことができる森林に関する基準に適合する区域を次のとおり定める。

所 在 地			区 域
郡 市 名	町 村 名	面 積	
奥州市	前沢	6 (6)	2017 林班 27-2~3, 27-5, 36-1, 2019 林班 24-2, 29-2~3, 29-5, 42-1
一関市	東山町	10 (29)	4077 林班 16-1, 4078 林班 8-2, 10-1, 11-1, 12-2, 4079 林班 74-1, 83-1, 84-1, 4098 林班 1-1, 2-1, 4099 林班 1-1~2
西磐井郡	平泉町	14 (14)	19 林班 37-1, 51-1, 54-3, 63-1, 63-3, 63-5, 63-8~11, 64-1, 65-1, 95-1~4, 95-6~13
県計		30 (49)	上段数字は散布面積 下段()数字は区域面積

※：面積はヘクタール単位

2 特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項

特別防除の実施に当たっては、特に次に掲げる事項に十分配慮し、特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に努めるものとする。

また、地域住民等関係者の意見を尊重するとともに、特別防除の実施の必要性及び安全性、使用薬剤、散布方法、実施時の注意事項等について地域住民等関係者への周知徹底を図り、その理解と協力を得るよう努めるものとし、散布地域が集水地域となっている河川の表流水や地下水を水道水源としている水道事業体と事前に協議するなど適切な情報の提供を行うこととする。

ア いわてレッドデータブック掲載種、天然記念物等の貴重な野生動植物の生息、分布状況等について十分実態を把握し、これらに悪影響を及ぼさないよう当該生息地から十分な間隔を保持する等適切な対策を行うこととする。

イ 病院、学校、家屋、水源等に薬剤が飛散・流入しないよう風向、風速等に十分注意し、これらの施設等から十分な間隔を保持し、適切な散布方法の選択、給水施設の被覆、自動車の移動・被覆等について周辺住民等への周知徹底を行うものとする。

山間部の農山村地帯では、わき水等を利用した小規模な水道施設が多く、薬剤の流入のおそれも考えられることから、地元自治会などの協力を得ながら、水源の位置や利用状況の把握に努め、必要に応じて被覆等の対策を行うこととする。

ウ 鉄道、道路、その他の交通施設、公園、レクリエーション施設及びその他利用者が集まる森林において特別防除を実施する場合には、実施時間等も考慮し、定時に発着する交通機関の通過時における散布の中止、道路等の交通規制、迂回等通学通勤者の誘導、施設への入場制限等必要な対策を取ること。

山菜シーズンには、入山者がいることが予想されるので、林道の入り口等に入山禁止の標識を設置するとともに、状況に応じ人員を配置する等の措置を行い、また、広報等により入山しないよう事前に住民等へ周知するものとする。

3 特別防除により農業、漁業その他事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項

特別防除の実施に当たっては、農業、漁業その他事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置を講ずるものとする。特に蚕児、農作物、養蜂群、水産動物の増養殖場、漁場、保護水面等については、地域の実情に応じて、関係団体と十分に協議し、その意見を尊重するものとする。また、散布に当たっては風向、風速等に注意し、対象物からの十分な間隔の保持、ミツバチの巣箱の移動、水産種苗の放流時期との調整等十分な被害防止対策を行い、特別防除実施の必要性、安全性、使用薬剤、散布方法及び実施時の注意事項等について、地域住民等関係者への周知徹底を図り、理解と協力を得るように努めるものとする。

ア 養蚕関係

桑葉に付着した直後の農薬は微量であっても、蚕に対して極めて有害である。当県における発生はないが、散布された農薬が気象条件等により付近の桑園に飛散付着し、それを知らずに蚕に給与して事故を招いたケースが過去に多く報告されている。このため、特に桑園が比較的多く耕作されている胆江、両磐地域においては、薬剤が飛散しないように十分な間隔を保持するとともに必要に応じ、蚕室を被覆し、薬剤の飛散・流入を防ぐ等の措置を行うものとする。

また、危被害を防止するため、散布地の周辺に桑園がある場合には、薬剤の飛散の有無が確認できるよう落下調査紙を設置し、桑葉への薬剤飛散による付着のおそれがあると認められる場合には、少數の蚕児に試食を行わせ、安全を確認するとともに、その結果に異常が認められる時は、当該桑園からの桑葉の給仕は行わず、安全な自家桑葉または、買桑葉によって不足分を補う等の対策を行うものとする。

イ 養蜂関係

養蜂の計画は、ミツバチの放飼が行われる前に居住地の広域振興局農政部又は農林振興センターを通じて（県外居住者は直接県農林水産部畜産課へ）申請があることから、薬剤の散布による養蜂群への危被害を防止するため、担当課と協議するものとする。

また、広報等により、巣箱の一時移動、被覆、冷却等適切な被害防止措置を講ずるよう指導するとともに、散布に当たっては、事前に養蜂業者と連絡を取り、危被害の未然防止に努めるものとする。

ウ 農作物関係

散布地の周辺に葉たばこやその他の農作物の栽培地がある場合には、薬剤が飛散しないよう煙から十分な間隔を保持する。また、散布地の地理、気象、散布方法、収穫までの日数等によりその影響が異なることから、現地において事前に十分な協議を行うものとする。

エ 畜産関係

畜舎及び鶏舎に薬剤が飛散しないように十分な間隔を保持するとともに、航空機の騒音による被害が発生しないよう指導するものとする。特に鶏はヘリコプターの爆音に敏感なので、養鶏場の周辺で低空飛行及び旋回を避けるよう作業開始前に操縦士と十分な打ち合わせを行うこと。また、散布直後は、河川等の水を飲ませないよう指導を行うものとする。

オ 漁業関係

水産動物の増養殖場が散布地域の周辺にある場合は、風向、風速等に注意し十分な間隔を保持するとともに、水産動物又はその増養殖施設等の一時移動又は被覆を指導するものとし、また、水産種苗の放流時期との調整等十分な被害防止を行うものとする。

4 その他森林病害虫等の薬剤による防除に関する事項

(1) 特別防除の実施に当たっては、使用薬剤の農薬登録における使用方法及び使用上の注意事項、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 12 条第 1 項の基準等を遵守し、立地条件、気象条件等を十分勘案の上、安全かつ適正な実施に努めるものとする。

ア 作業地図の作成

散布を行う区域及び散布除外区域の境界、河川、浄水場等並びに航空機の飛行の障害物の位置を明示した地図を作成するものとする。

イ 標識の設置

散布を開始する前に、散布を行う区域、散布除外区域及び航空機の飛行の障害物を示す標識を設置するとともに、アの作業地図に基づき、操縦士とともに地上及び空中から散布を行う区域及び散布除外区域の境界、河川、浄水場等並びに航空機飛行の障害物の位置並びに当該標識の設置状況を十分に確認するものとする。

ウ ドリフトの防止

散布除外区域に散布することがないように風向、風速等に十分注意するとともに、イの標識を常に確認しながら行い、強風等の場合は直ちに当該農薬の使用を中止するものとする。

エ 天候について

降雨中、降雨直後及び散布後間もなく雨が降ることが予想されるときは散布農薬が枝葉に定着しにくく、また、霧のときは標識の確認が困難となるなど散布区域の誤認等による危被害発生のおそれがあるので散布を行わないものとする。

(2) 特別防除の実施に当たっては、人によって薬剤による影響が異なることを配慮し、あらかじめ最寄りの保健所、病院等に特別防除の実施日時、使用薬剤の種類等を連絡し、万一に備えた医療緊急体制の整備を依頼するとともに、岩手県林業技術センター等の試験研究機関の協力を依頼するものとする。また、天候等の影響で、実施日時を変更する場合及び特別防除の実施が終了した場合には関係機関に速やかに連絡するものとする。

(3) 特別防除の実施により、農業、漁業、及びその他の事業に被害が発生し、又は周囲の自然環境及び生活環境に悪影響が生じた場合には、直ちに当該地域の特別防除を中止し、その原因の究明に努め、適切な補償、地域住民等関係者への原因説明等適切な事後措置を講ずるものとする。

(4) 森林病害虫等の薬剤による防除を最も効果的な時期に実施するため、発生予察調査を実施する等効果の確保を図るものとする。

(5) 1 の特別防除を行うことができる森林に関する基準に適合する森林以外で地上からの薬剤による防除が必要なものについては、2、3、4 の関係部分に準じて適切に実施するものとする。

岩手県防除実施基準参考図面

